

中小企業・
小規模事業者の
みなさまへ。



働き方改革 支援します。

北海道の50人の社労士に無料で相談できる。
1社につき原則3回まで(1回3時間まで)

こんなことで悩んでいませんか？ ぜひお気軽にご相談ください。

- ◆ 残業を減らしたい
- ◆ 36協定の作り方を知りたい
- ◆ 非正規雇用労働者の待遇を改善したい
- ◆ 同一労働・同一賃金への対応はどうすればよいか
- ◆ 就業規則を見直したい
- ◆ 最賃が上がっているが、どう対応したらよいか
- ◆ 従業員が定着せず、人手不足で困っている
- ◆ テレワークへの対応はどうすればよいか
- ◆ 助成金を利用したいが、使い方が分からない

中小企業の取り組み事例はコチラから→



【厚生労働省委託事業】

北海道働き方改革推進支援センター

〒060-0041 札幌市中央区大通東2丁目3番地1 第36桂和ビル6階
【地下鉄東西線】バスセンター前駅 5番出口直結

開所時間 平日9:00~17:00 ※年末年始を除く。

 **0800-919-1073**

※050から始まる電話番号でおかけの方は011-212-1127におかけください。

FAX 011-212-1151 Email hokkaido@workstylereform.net

ホームページ <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/hokkaidou>



企業相談 FAX申込書 ※必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。

会 社 名					
業 種					
住 所	〒				
T E L			F A X		
従業員数					
担当者名			部署・役職		
☐ 企業訪問	相 談 希望日	第1希望	月	日	時～時
☐ センター来所		第2希望	月	日	時～時
		第3希望	月	日	時～時

※来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。

ご 相 談 内 容

- | | |
|--|--|
| ☐ 同一労働・同一賃金(不合理な待遇差の禁止)について | ☐ 助成金について |
| ☐ 働き方改革関連法全般について | ☐ 年次有給休暇の取得について |
| ☐ 時間外労働の上限規制について | ☐ 人材確保に資する技術的な相談 |
| ☐ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備 | ☐ テレワーク導入の際の留意点について |
| ☐ 改正育児・介護休業法について | ☐ ハラスメント対策について |
| ☐ その他 () | |

..... 相 談 事 例
.....

印 刷 業

【相談内容】

就業規定が昔作ったままの状態でご定めていないため、法令を遵守するように改定したい。改定すべきポイントなどを教えて欲しい。

【専門家の支援】

現状の就業規則をチェックし、年次有給休暇に関する規定、副業・兼業に関する規定等、改正に対応した形となるように改定ポイントのアドバイスを行った。何回かやりとりを繰り返して、法令に沿った形に改定を行っていった。

【支援後の効果】

最初はどこから手をつけたらよいかわからない状態であったが、やりとりを繰り返すうちに事業主が自身で労働基準法等の法令の内容を理解し、自社の実態に沿うように就業規則を自力で改定することができた。また、自社の労働者の雇用を守り、待遇を維持したいという事業主の思いを就業規則に反映させることができた。

建 設 業

【相談内容】

社員の現場での労働時間の把握が困難。それぞれの現場で工期に間に合わせるように働いているので時間外労働の削減が難しい。何か良い方法はないだろうか。

【専門家の支援】

労働時間の把握のために、勤怠管理のデジタル化を助言した。また業務の段取りや作業の進捗状況を管理者で共有し、現場間の繁忙状態をコントロールするようにアドバイスした。

【支援後の効果】

勤怠管理のデジタル化で全社員の労働時間を適時把握、毎月15日頃に残業を確認し、多い社員に気を付けるよう伝えている。また作業の進捗を共有することで、作業量が多い現場に人数を集める効率的な業務進行が可能となり、時間外労働の削減に繋がっている。